

## 山口市スポーツ全国大会等出場賞賜金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市のスポーツ振興を図るため、スポーツに関する全国大会等へ出場する個人及び団体に対する賞賜金の交付について必要な事項を定めることとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 世界大会 オリンピック大会、アジア競技大会、ユニバーシアード、各競技の世界選手権大会
- (2) 国際大会 2カ国から数カ国で行う交流競技会
- (3) 全国大会 全国高等学校総合体育大会、各競技の全国選手権大会
- (4) 親善競技会等 スポーツ競技の普及と愛好者の拡大、又スポーツを通じた親睦や交流を目的とした大会
- (5) 申請者 賞賜金交付対象者、交付対象者の親権者、交付対象者が属する団体の関係者

(賞賜金の交付対象)

第3条 次の各号に定める市内在住又は在学の者が、前条(1)から(3)に定める大会又は国民体育大会に出場する場合、予算の範囲内で賞賜金を交付するものとする。

- (1) 高校生以上の者は、山口市域を範囲とした予選大会又は選考を経て、選手として出場する者又は団体。ただし、国、地方公共団体又はアマチュアスポーツ組織及びその加盟団体主催のものに限る。
- (2) 小学生、中学生又はスポーツ少年団に属する者は、選手として出場する者又は団体
- (3) 国民体育大会に山口県代表選手として出場する者

2 前項に関わらず次の各号のいずれかに該当するものは交付の対象外とする。

- (1) 山口市から賞賜金に類するものを受け取っている者
- (2) 出場者を特定の企業(系列を含む)、政治団体、宗教団体に限定した大会及び親善競技会等

(賞賜金の額)

第4条 賞賜金の額は、別表に定めるものとする。

(申請手続き)

第5条 申請者は、原則大会出場10日前までに賞賜金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、第3条第1項第3号に規定する者は、申請手続きを省略することができる。

- (1) 予選及び選考結果のわかるもの
- (2) 大会要綱(予選大会も含む)
- (3) 出場選手等の住所又は在学等がわかるもの又は出場者名簿(様式第2号)

(審査及び決定)

第6条 前条の規定により、賞賜金交付申請があった場合は、第3条に該当するか否かを審査の上、賞賜金を交付するものとする。

(交付決定の変更)

第7条 次の各号に掲げる事項に該当した者は、前条の規定による交付決定の全部若

しくは一部を取り消し、又は必要に応じて変更するものとする。

- (1) この要綱に違反した場合
  - (2) 交付対象大会に出場しなかった場合
  - (3) 交付の決定後生じた事情の変更等により、交付対象大会の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
  - (4) 交付対象大会終了までの間に、交付対象者としてふさわしくない行為があると認められた場合
- (賞賜金の返還)

第8条 市長は、前条の規定により賞賜金の交付決定取消を行った場合、該当者に対し既に交付した賞賜金について、期限を定めてその返還を命じることができる。

(報告)

第9条 第6条により賞賜金の交付を受けた者は、大会終了後、速やかに結果報告書(様式第3号)に大会の結果を添えて市長に対し報告しなければならない。ただし、第3条第1項第3号に規定する者は、この限りでない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、賞賜金の交付について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行するものとするが、平成22年3月31日までは経過措置期間とし、その支出費目、支払い方法等については従前の例によるものとする。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

別表

	賞賜金の額
第3条1項1号による者	個人 5,000円/人 団体 5,000円 × (選手人数 × 0.8 (端数切り捨て) 人) (40,000円以内。上限8人)
第3条1項2号による者	個人 5,000円/人 団体 5,000円 × (選手人数 × 0.8 (端数切り捨て) 人) (50,000円以内。上限10人)
第3条1項3号による者	5,000円/人

同一大会に個人と団体に重複する者は、個人とする。

選手人数は大会要綱等で定められた人数を限度とする。